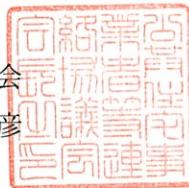


事連協発 014号
令和4年2月16日

公共住宅事業者等連絡協議会
会員各々位

公共住宅事業者等連絡協議会
会長 青柳 一彦



公共住宅事業者等連絡協議会における「労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正」及び「現場労働者用の脱落制止用器具費」の取扱いについて

時下 益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、当協議会の活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協議会としての「労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正」及び「現場労働者用の脱落制止用器具費」の取扱いを下記のとおりとさせていただきます。

なお、都道府県会員におかれましては、この旨、管内市町村にも周知いただきますよう、併せてお願ひいたします。

記

1. 「労災補償に必要な保険契約における法定外の保険料等の補正」について

「公共住宅建築工事積算基準（令和元年度版）」等に関わらず、入札公告等に示された労災補償に必要な法定外の保険契約における保険料並びに現場従業員及び現場雇用労働者の墜落制止用器具費（フルハーネス型）の補正を行う場合は、現場管理費率に一定の率（以下、「補正率」という。）を乗じることを原則とし、当面、その率を 1.01 とする。

ただし、現場管理費率に補正率を乗じた額が、実際の工事の内容・規模等に応じて大きく異なると見込まれる場合等においては、適切に補正率を設定し、計上することができるとしてする。

2. 「現場労働者用の墜落制止用器具費」について

墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用が、入札公告等で示された場合は、現行の安全帶（腰ベルト型）及び助成金を差し引いた月額損料（差額）で必要な費用を算定する。また、月額損料の月数区分は6か月ごととし、建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事で区分する。なお、各区分の月額損料の算定は、表1 墜落制止用器具費の算定区分表による。

建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事ごとの直接仮設工事又は主な科目にて墜落制止用器具費とし計上する。

算定に用いる月数区分の目安は、T（工期）が該当する月数区分による。

（算定方法）墜落制止用器具費＝墜落制止用器具費月額損料（差額分）×月数区分（表1）

表1 墜落制止用器具費の算定区分表

工種区分	墜落制止用器具費 月額損料（差額分）	月数区分					
		6か月 まで	12か月 まで	18か月 まで	24か月 まで	30か月 まで	30か月 超え
建築工事	6,000円/月						
電気設備工事	3,600円/月	6 (か月)	12 (か月)	18 (か月)	24 (か月)	30 (か月)	36 (か月)
機械設備工事	3,600円/月						
昇降機設備工事	1,200円/月				6(か月)		

表1-1 現場労働者の同時施工人員想定表（※）

工種区分	建築工事	電気設備工事	機械設備工事	昇降機設備工事
新築工事	10人日/日	6人日/日	6人日/日	2人日/日

※その現場の高所作業を行う現場労働者（下請作業員）が墜落制止用器具（フルハーネス型）をつけると想定。

1人当たりの墜落制止用器具費月額損料（差額分）

600円/人・月 = (墜落制止用器具費（フルハーネス型） - 現行の安全帶（腰ベルト型） - 助成金) / 36か月
(耐用年数)

以上